

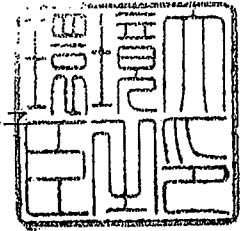
環水土発第050608001号

平成17年6月8日

農業資材審議会

会長 瀬尾 康久 殿

環境大臣 小池 百合子



農薬取締法第3条第2項の規定により定められた同条第1項第5号
及び第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更について
(諮問)

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

- 1 農薬取締法第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号に掲げる場合に相当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第2号における土壤中半減期のクライテリアを「1年」から「180日」に改めるとともに、土壤中半減期を算出するために用いる試験法を、「ほ場試験および容器内試験」から「ほ場試験」のみに改めること。
- 2 告示第4号を、申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合の当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度として予測される濃度が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合に改めること。

(諮問理由)

化学物質対策の推進については、平成12年に改定された第2次環境基本計画において、「有害性による悪影響が生じないようにすることが必要」としている。また、施策の方向性としては、平成4年の地球サミットにおいて採択された環境を保護するために予防的方策を広く適用すべきであるという原則を踏まえつつ、化学物質に資する知見の集積やリスク削減のための取組を促進すること等が挙げられており、国内外において蓄積された知見や国際的な取組を考慮してリスク管理施策の充実を図っていく必要がある。

さらに、近年における化学物質対策に関する国際的な取り組みである「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「POPs条約」という。)を踏まえ、諸外国における農薬規制及び国内の化学物質の規制においては、化学物質の環境中における残留性及び生物濃縮性の観点が重視されている。

このような動向等を踏まえ、農薬取締法に基づくリスク管理措置である農薬登録保留基準の設定についても環境中における残留性及び生物濃縮性の観点を考慮する必要があることから、以下の理由により基準の変更を行うこととし、貴審議会の意見を求めるものである。

(1) 土壌残留に係る登録保留基準

当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときに登録が保留されることとなっており、その基準は、現在、土壌中半減期が1年を超える場合には原則として登録が保留されることとなっている。

しかしながら、POPs条約における残留性有機汚染物質のスクリーニング基準及び諸外国における農薬規制においては、我が国の規制よりも厳しい基準となっている。そのため、土壌残留に係る登録保留基準について、これらの観点を考慮して改正する必要がある。

(2) 水質汚濁に係る登録保留基準

当該農薬の使用により水質汚濁が生じ、汚濁した水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれを防止する観点から、農薬により汚染された水の摂取による人畜への悪影響のみならず、当該汚染された水により汚染される水産動植物の利用による人畜への悪影響を考慮した登録保留基準を設定することとなっている。

しかしながら、現在の基準は、①当該水産動植物の利用による人畜への悪影響を考慮したものになっていないこと、②畑や果樹園等水田以外で使用される場合には適用されないこと等、農薬による水質汚濁を評価するという観点からみて不十分なものとなっている。今般、国際的にも生物濃縮性の観点が重視され具体的なクライテリアが明確になってきたことを踏まえ、水質汚濁に係る登録保留基準について、農薬が魚類中で濃縮されその魚類を利用することによる人畜への悪影響についても考慮するとともに、畑や果樹園等水田以外で使用される農薬についても規制対象とするよう改正する必要がある。